

地区。ただし、知事の指定する区域を除く。

二 都市計画法第8条第1項第六号の規定により定められた景観地区のうち知事の指定する区域、景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて同法第75条第1項に規定する条例により規制を受ける地域のうち知事の指定する区域、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第六号の規定により定められた美観地区（以下「旧美観地区」という。）及び都市計画法第8条第1項第七号の規定により定められた風致地区。ただし、旧美観地区及び風致地区にあつては、知事の指定する区域を除く。

三 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域

四 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事の定める範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに指定され、又は仮指定されたもの及びその周囲で知事の定める範囲内にある地域

五 歴史的又は都市美的価値を有する建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事の定める範囲内にある地域

六 古墳、墓地、火葬場及び葬儀場並びに社寺、仏堂及び教会の境域

七 国又は公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地

八 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域並びに同法第73条第1項の規定により指定された東京都立自

然公園の特別地域

九 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の建造物の敷地及び官公署の敷地

十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。ただし、第8条第二号に掲げる地域を除く。

十一 前号の路線用地に接続する地域で、知事の定める範囲内にあるもの。ただし、第8条第二号に掲げる地域を除く。

十二 前各号に掲げるもののほか、別に知事の定める地域

（昭32条例65・昭44条例87・昭46条例15・昭51条例25・一部改正、昭61条例116・第3項追加・一部改正、平8条例38・平15条例34・一部改正、平17条例41・旧第2条繰下・一部改正、平18条例137・一部改正、平23条例85・一部追加）

（禁止物件）

第7条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋（橋台及び橋脚を含む。）、高架道路、高架鉄道及び軌道

二 道路標識、信号機及びガードレール

三 街路樹及び路傍樹

四 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

五 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの

六 形像及び記念碑

七 石垣及びこれに類するもの

八 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事の指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等（法第7条第4項前段に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項前段に規定する広告旗をいう。以下

同じ。)、又は立看板等(同項前段に規定する立看板等をいう。以下同じ。))を表示し、又は設置してはならない。

- 一 電柱、街路灯柱及び消火栓標識
- 二 アーチの支柱及びアーケードの支柱
(昭32条例65・昭44条例87・昭46条例15・昭51条例25・一部改正、昭61条例116・第3項追加・一部改正、平8条例38・平15条例34・一部改正、平17条例41・旧第2条第2項及び第3項繰下・一部改正・一部追加)

(許可区域)

第8条 次に掲げる地域又は場所(第6条各号に掲げる地域又は場所を除く。)に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 特別区、市及び町の区域
- 二 道路、鉄道及び軌道の路線用地並びにこれらに接続する地域で、知事の定める範囲内にある地域
- 三 自然公園法第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域及び同法第72条の規定により指定された東京都立自然公園の区域
- 四 景観法第8条第2項第一号に規定する景観計画の区域のうち、知事の指定する区域
(昭32条例65・昭33条例19・昭34条例46・昭44条例87・昭45条例65・昭45条例122・昭46条例15・昭46条例125・一部改正、昭51条例40・旧第1条繰下・一部改正、昭61条例116・旧第1条の2繰下・一部改正、平8条例38・平15条例34・一部改正、平17条例41・旧第2条の2繰下・一部改正、平18条例137・第4項追加、平23条例85・一部追加)

(地区計画等の区域における基準)

第9条 知事は、都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等の区域(同法第12条の5第2項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地に

おける防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第一号に規定する特定建築物地区整備計画、同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第一号に規程する歴史的風致維持向上地区整備計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第一号に規定する沿道地区整備計画又は集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画(以下「地区整備計画等」という。))が定められている区域に限る。)において、当該地区整備計画等の内容として定められた広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するものであると認める場合は、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る広告物等の基準として東京都規則(以下「規則」という。)で定めることができる。

(平15条例107・追加、平17条例41・旧第6条の3繰下・一部改正、平21条例29・一部追加、平23条例85・一部追加)

第10条 削除

(平18条例137・削除)

(広告誘導地区等における基準)

第11条 知事は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要であると認める場合には、一定の区域を広告誘導地区として指定し、当該区域における広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を誘導方針として定めることができる。

2 前項に規定する広告誘導地区において、土地、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、前項に規定する誘導方

針に則して、規則で定めるところにより、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を合意書として定めることができる。

- 3 知事は、前項の規定により定められた合意書の内容又は東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第27条第2項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた広告物等の事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合には、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る広告物等の基準として規則で定めることができる。

（平17条例41・追加）

（広告協定地区）

第12条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、良好な地域環境を形成するため、当該区域内の広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する協定（以下この条において「広告協定」という。）を締結したときは、広告協定書を作成し、その代表者によつて、知事に提出して、当該区域について広告協定地区として指定するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該広告協定が良好な地域環境の形成に寄与すると認めるときは、当該区域を広告協定地区として指定することができる。

- 3 知事は、前項の規定により広告協定地区を指定するときは、あらかじめ当該区域の存する特別区、市又は町の長の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、第2項の規定により広告協定地区を指定したときは、当該広告協定をした者に対し、良好な地域環境を形成するため必要な措置をとるべきことを指導し、又は助言することができる。

- 5 第1項及び第2項の規定は、広告協定地区の変更又は廃止について準用する。

（昭61条例116・追加、平8条例38・旧第13条の2繰下、平17条例41・旧第13条の3繰上・一部改正）

（禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等）

第13条 次に掲げる広告物等は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号までに掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 他の法令の規定により表示する広告物等
二 国又は公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物等

- 三 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕（網製のものを含む。以下同じ。）及びアドバルーン

- 四 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物

- 五 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等（以下「自家用広告物」という。）

- 六 自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等

- 七 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等

（昭51条例40・一部改正、昭61条例116・一部追加・一部改正、平17条例41・旧第5条第1項繰下・一部改正）

（禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等）

第14条 次に掲げる広告物等は、第6条及び第8条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第一号、第二号及び第

四号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一 講演会、展覧会、音楽会等のために表示する広告物等

二 電車又は自動車の外面を利用する広告物等

三 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する広告物

四 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する広告物

（昭 61 条例 116・追加、平 8 条例 38・一部追加・一部改正、平 17 条例 41・旧第 5 条第 2 項繰下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正）

（禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等）

第 15 条 次に掲げる広告物等は、第 6 条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、規則で定める基準により、表示し、又は設置することができる。

一 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等

二 規則で定める道標、案内図板等の広告物等で、公共的目的をもって表示するもの

三 電柱、街路灯柱等を利用して表示する広告物等で、公衆の利便に供することを目的とするもの

四 電車又は自動車の外面を利用する広告物等

五 知事の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域に表示又は設置をする広告物等

六 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示する広告物等

七 第 6 条第四号及び第五号（同条第一号から第三号まで及び第六号から第十一号までに掲げる地域又は場所を除く。）並びに同条第十二号に掲げる地域のうち、知事が特に指定する地域に表示又は設置をする規則で定める非営利目的のための広告板

（昭 61 条例 116・追加、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 5 条第 3 項繰下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正・第 7 項追加）

（沿道、沿線等の禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等）

第 16 条 次に掲げる広告物等（前 3 条及び次条に規定するものを除く。）は、第 6 条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、同条第十号及び第十一号に掲げる地域（同条第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる地域又は場所を除く。）に表示し、又は設置することができる。ただし、第一号に掲げる広告物等の許可の基準は、規則で定める。

一 第 6 条第十号に規定する道路の路線用地及び同条第十一号に規定する道路の路線用地に接続する地域で、かつ、都市計画法第 7 条第一項の規定により定められた市街化調整区域に表示し、又は設置する広告物等

二 第 6 条第十一号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの（前号に掲げるものを除く。）

（昭 61 条例 116・追加、平 17 条例 41・旧第 5 条の 4 繰下・一部改正）

（非営利広告物等の表示）

第 17 条 規則で定める非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン（次項において「非営利広告物等」という。）は、第 6 条の規定にかかわらず、同条第一号、第四号、第五号、第十号及び第十一号（同条第二号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる地域又は場所を除く。）並びに同条第十二号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

2 非営利広告物等は、第 8 条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置することができる。

(昭 61 条例 116・旧第 5 条第 2 項及び第 3 項繰下・一部改正、平 17 条例 41・旧第 5 条の 5 繰下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(告示)

第 18 条 知事は、第 6 条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第 7 条第 1 項第八号、第 8 条第二号若しくは第四号、第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第五号若しくは第七号の規定により区域を指定し、地域を定め、若しくは物件を指定し、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(昭 32 条例 65・昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条繰下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(禁止広告物等)

第 19 条 何人も、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観又は風致を害するおそれのある広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
- 二 構造又は設置の方法が危険な広告物等
- 三 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

(昭 51 条例 40・全改、昭 61 条例 116・平 12 条例 108・一部改正、平 17 条例 41・旧第 3 条及び旧第 4 条繰下・一部改正)

(管理義務)

第 20 条 広告主、広告主から委託を受けて広告物

等を表示し、若しくは設置する者若しくは広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第四章において「所有者等」という。)又は当該広告物等の管理者(以下「広告物の表示者等」という。)は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 4 条の 2 繰下・一部改正)

(規格の設定)

第 21 条 次に掲げる広告物等について、知事がその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について、規則で定める規格を設けたときは、当該広告物等は、これらの規格によらなければならない。

- 一 広告塔
- 二 広告板
- 三 立看板等
- 四 はり紙
- 五 はり札等
- 六 広告旗
- 七 建築物の壁面を利用する広告物等
- 八 建築物から突出する形式の広告物等
- 九 電柱又は街路灯柱を利用する広告物等
- 十 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置する広告物等
- 十一 電車又は自動車の外面を利用する広告物等
- 十二 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観形成又は風致の維持に必要なものとして規則で定める広告物等

2 都市計画法第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた第一種住居地域又は第二種住居地域内に表示する広告物等(自家用広告物及び第 14 条第四号に規定する広告物を除く。)の表示面積は、前項の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 第 8 条第四号の規定により指定された区域に

表示する広告物等のうち、景観法第8条第1項の景観計画に同条第2項第四号イの規定により定めた事項については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(昭32条例65・昭51条例40・一部改正、昭61条例116・第2項追加・一部改正、平8条例38・一部改正、平17条例41・旧第6条繰下・一部改正、平18条例137・一部改正・第3項追加、平23条例85・一部追加)

(広告物等の総表示面積の規制)

第22条 都市計画法第8条第1項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する各広告物等(広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)の表示面積の合計は、一建築物の壁面面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第6条の2繰下)

第三章 広告物等の許可

(許可の申請)

第23条 第8条、第15条又は第16条の規定による許可を受けようとする者は、規則で定める申請書(以下「許可申請書」という。)正副2通を知事に提出しなければならない。

(昭51条例40・全改、昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第10条繰下・一部改正)

(許可の期間及び条件)

第24条 知事は、この条例の規定による許可をするに当たっては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を予防するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間(以下「許可期間」という。)は、2年を超えることができない。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第10

条の2繰下・一部改正)

(屋外広告物管理者の設置)

第25条 この条例の規定による許可に係る広告物等で規則で定めるものを表示し、又は設置する者は、規則で定める屋外広告物管理者を置かなければならない。

(平8条例38・追加、平17条例41・旧第13条の2繰下)

(許可期間等の表示)

第26条 この条例の規定による許可を受けた者は、住所、氏名、許可期間等について、知事の定めるところに従い表示しておかなければならない。

(昭32条例65・追加、昭51条例40・一部改正、平17条例41・旧第10条の2繰下)

(変更及び継続の許可)

第27条 この条例の規定による許可を受けた後、その広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、更に知事の許可を受けなければならない。

2 許可期間満了後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間満了の日までに、更に知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の申請は、当該許可期間満了の日の10日前までに行わなければならない。

3 第23条及び第24条の規定は、前2項の規定による許可について準用する。

(昭51条例40・全改、昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第11条繰下・一部改正)

(除却の義務)

第28条 広告物の表示者等は、許可期間その他の適法な表示期間又は設置期間が満了したときは、直ちに広告物等を除却しなければならない。

(昭51条例40・追加、昭61条例116・一部改

正、平 17 条例 41・旧第 4 条の 2 第 2 項繰下・一部改正)

(許可申請手数料)

第 29 条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、申請の際、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンを表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(昭 32 条例 65・追加、昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 11 条の 3 繰下・一部改正)

(許可の特例)

第 30 条 知事は、第 6 条から第 8 条まで、第 21 条又は第 22 条の規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。この場合においては、あらかじめ第 56 条に規定する東京都広告物審議会の議を経るものとする。

2 第 23 条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(昭 51 条例 40・一部改正、昭 61 条例 116・全改、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 7 条繰下・一部改正・第 2 項追加)

第四章 監督

(許可の取消し及び行政措置命令)

第 31 条 この条例の規定による許可を受けた広告物等が、景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、知事は、その許可

を取り消し、又は当該広告物の表示者等に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 12 条繰下・一部改正)

第 32 条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、知事は、当該広告物の表示者等に対して当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上の期限を定め、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物の表示者等を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 13 条繰下・一部改正)

(公表)

第 33 条 知事は、前条第 1 項の規定による命令を受けた広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(平 17 条例 41・追加)

(広告物等を保管した場合の公告)

第 34 条 知事は、第 32 条第 2 項又は法第 7 条第 4 項の規定により広告物等を除却し、又は除却させたときは、当該広告物等を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広

告物等がはり紙である場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により広告物等を保管したときは、当該広告物等の所有者等に対し当該広告物等を返還するため、次に掲げるものうち必要な事項を公告しなければならない。

- 一 公告の日
- 二 当該広告物等を除却した日時
- 三 当該広告物等の放置されていた場所
- 四 当該広告物等の名称又は種類及び数量
- 五 当該広告物等の表示内容
- 六 当該広告物等の保管開始日及び保管場所
- 七 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

3 前項の規定による公告は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前項各号に掲げる事項を、公告の日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却された広告物等にあつては、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。

二 法第8条第3項第二号に規定する特に貴重な広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)等を確知することができないときは、その公告の要旨を東京都公報に登載すること。

4 知事は、前項に規定する方法による公告を行うとともに、規則で定める保管物件一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例41・追加)

(保管した広告物等の売却又は廃棄)

第35条 知事は、前条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は同条第2項第一号の公告の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、次条に定める評価の方法により評価した価額に

比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

二 法第8条第3項第二号に規定する特に貴重な広告物等 3月

三 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 14日

2 知事は、次条の規定により評価した広告物等の価額が著しく低い場合において、前項の規定による広告物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物等を廃棄することができる。

3 第1項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

4 前条第2項第一号の公告の日から起算して6月を経過してもなお同条第1項の規定により保管した広告物等(第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項及び第38条において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物等の所有権は、当該広告物等を保管する都に帰属するものとする。

(平17条例41・追加)

(保管した広告物等の価額の評価)

第36条 第34条第1項の規定により保管した広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例41・追加)

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第37条 第35条第1項の規定による保管した広告物等の売却については、規則で定める方法に

よるものとする。

(平 17 条例 41・追加)

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第 38 条 知事は、第 34 条第 1 項の規定により保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(平 17 条例 41・追加)

第五章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第 39 条 東京都の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において、当該登録の申請は、当該有効期間の満了の日の 30 日前までにしなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 18・平 8 条例 38・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条の 2 線下・全改)

(登録の申請)

第 40 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 商号、氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 東京都の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 第二号の営業所ごとに置かれる業務主任者（第 48 条に規定する業務主任者をいう。第 42 条において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(登録の実施)

第 41 条 知事は、前条の規定による書類の提出があつた場合は、次条第 1 項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第 1 項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(登録の拒否)

第 42 条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 40 条第 1 項の登録申

請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第 52 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者

二 屋外広告業者(第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 52 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの

三 第 52 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第 40 条第 1 項第二号の営業所ごとに業務主任者を置いていない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平 17 条例 41・追加、平 23 条例 85・一部追加)

(登録事項の変更の届出)

第 43 条 屋外広告業者は、第 40 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第 1 項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除

き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 40 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 18・平 8 条例 38・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条の 2 第 2 項繰下・全改)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 44 条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(廃業等の届出)

第 45 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 東京都の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平 17 条例 41・追加)

(登録の抹消)

第 46 条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第 52 条第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(講習会)

第 47 条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 講習会を受けようとする者は、4,900 円の講習手数料を納付しなければならない。

4 前 3 項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 51 条例 40・追加、昭 53 条例 98・昭 57 条例 19・平 4 条例 35・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条の 3 線下・一部改正)

(業務主任者の設置)

第 48 条 屋外広告業者は、第 40 条第 1 項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第 10 条第 2 項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者

二 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者

三 他の道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げの職種に係るもの

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一 この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

三 第 50 条の帳簿に記載する事項のうち、規則で定めるものの記載に関すること。

四 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(昭 51 条例 40・追加、平 17 条例 41・旧第 14 条の 4 線下・全改)

(標識の掲示)

第 49 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 40 条第 1 項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(帳簿の備付け等)

第 50 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 40 条第 1 項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第 51 条 知事は、東京都の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(昭 51 条例 40・追加、平 17 条例 41・旧第 14 条の 5 線下・一部改正)

(登録の取消し又は営業の停止)

第 52 条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、

又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

二 第42条第1項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第43条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 第42条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平17条例41・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第53条 知事は、規則で定める屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平17条例41・追加)

(報告及び検査)

第54条 知事は、東京都の区域内で屋外広告業を営む者に対して、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平17条例41・追加)

(登録申請手数料)

第55条 第39条第1項の規定により登録を受けようとする者は申請の際10,000円の登録手数料を、同条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は申請の際5,000円の更新の登録手数料を、それぞれ納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例41・追加)

第六章 東京都広告物審議会

(審議会の設置)

第56条 広告物の規制の適正を図るため、知事の附属機関として東京都広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第8条繰下・一部改正)

(所掌事務)

第57条 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議するとともに、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要な事項を調査審議して答申する。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かななければならない。

一 第6条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第7条第1項第八号、第8条第二号若しくは第四号、第11条第1項又は第12条第2項の規定により区域を指定し、地域を定め、又は物件を指定しようとするとき。

二 第9条、第11条第3項、第21条又は第22条の規定により規格を設け、又は基準を定めようとするとき。

(昭32条例65・昭51条例40・昭61条例116・平12条例108・一部改正、平15条例107・一部改正、平17条例41・旧第9条繰下・一

部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(組織)

第 58 条 審議会は、次に掲げる者につき知事が任命し、又は委嘱する委員 23 人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者 11 人以内
- 二 広告主の代表 2 人以内
- 三 広告業者の代表 3 人以内
- 四 関係行政機関の職員 3 人以内
- 五 東京都職員 4 人以内

(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 9 条の 2 繰下・一部改正)

(委員の任期)

第 59 条 前条第一号から第三号までの委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 9 条の 3 繰下)

(会長の選任及び権限)

第 60 条 審議会に会長を置き、第 58 条第一号の委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(昭 35 条例 73・昭 51 条例 40・一部改正、平 17 条例 41・旧第 9 条の 4 繰下・一部改正)

(招集)

第 61 条 審議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第 62 条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者の中から、知事が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第 63 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなけ

れば会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(昭 61 条例 116・第 3 項追加・一部改正、平 17 条例 41・旧第 9 条の 7 繰下・一部改正)

(小委員会)

第 64 条 第 30 条第 1 項の規定による広告物等の許可に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、第 58 条第一号の委員のうちから会長が指名する委員 5 人をもつて組織する。
- 3 審議会は、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(昭 61 条例 116・追加、平 17 条例 41・旧第 9 条の 8 繰下・一部改正)

第七章 雑則

(報告等の徴取)

第 65 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。

(昭 61 条例 116・追加、平 17 条例 41・旧第 14 条の 6 繰下)

(立入検査等)

第 66 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地又は建築物に立ち入り、広告物等を検査し、又は広告物の表示者等に対する質問を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭 61 条例 116・追加、平 17 条例 41・旧第 14 条の 7 繰下)

(適用除外)

第 66 条の 2 この条例の規定は、八王子市の区域における屋外広告物及び屋外広告業については、適用しない。
(平 27 条例 33・追加)

(委任)

第 67 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
(昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 17 条繰下)

第八章 罰則

(罰金)

第 68 条 次の各号の一に該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

- 一 第 6 条又は第 7 条第 1 項の規定に違反した者 (第 6 条各号に掲げる地域若しくは場所又は第 7 条第 1 項各号に掲げる物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した者を除く。)
- 二 第 8 条の許可を受けないで、広告物等を表示し、又は設置した者
- 三 第 19 条第 2 項の規定に違反した者
- 四 第 27 条第 1 項の許可を受けないで、表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- 五 第 31 条又は第 32 条第 1 項の規定による命令に違反した者
- 六 第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 七 不正の手段により第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- 八 第 52 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者
(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・平 4 条例 35・一部改正、平 17 条例 41・旧第 15 条繰下・第

7 項及び第 8 項追加・一部改正)

第 69 条 次の各号の一に該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- 一 第 43 条第 1 項の規定による届出をしなかつた者
- 二 第 43 条第 1 項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- 三 第 48 条第 1 項の規定に違反した者
- 四 第 54 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 五 第 65 条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 六 第 66 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 116・一部追加、平 4 条例 35・一部改正、平 17 条例 41・旧第 15 条の 2 繰下・一部追加・一部改正)

(両罰規定)

第 70 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。
(昭 51 条例 40・一部改正、平 17 条例 41・旧第 16 条繰下・一部改正)

(過料)

第 71 条 次の各号の一に該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- 一 第 6 条第十号に掲げる地域及び当該地域に設置された物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した広告物

の表示者等

二 第 45 条第 1 項の規定による届出を怠つた者

三 第 49 条の標識を掲げない者

四 第 50 条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(平 17 条例 41・追加)

別表 (第 29 条関係)

広告物の種類	単位	額
広告塔	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円
広告板	同右	3,220円
小型広告板	一枚につき	400円
はり紙・はり札等	50枚までごとにつき	2,250円
広告旗	一本につき	450円
立看板等	一枚につき	450円
電柱又は街路灯柱の利用広告	同右	310円
標識利用広告	同右	210円
宣伝車	一台につき	4,950円
バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	一枚につき	610円
前記以外の車体利用広告	一台につき	1,950円
アドバルーン	一個につき	2,850円
広告幕	一張につき	990円
アーチ	一基につき	10,630円
装飾街路灯	同右	5,010円
店頭装飾	同右	19,800円